



船橋市議会議員（市民共生の会）

浦田秀夫通信

自宅 船橋市松が丘 4-31-5 TEL・FAX 047- 466-6019

事務所 船橋市高根台 6-38-9 TEL・FAX 047- 461-1350

122号（2018年冬季）

メール urata.hideo.1950@gmail.com ブログ浦田秀夫で検索

平成 29 年度第 4 回定例市議会が 11 月 17 日から 12 月 22 日までの会期で開かれました。市長から提出された 29 年度一般会計補正予算や議案、議論となった家庭系可燃ごみ収集回数の見直し、次期介護保険事業計画、墓地等基本計画、国民健康保険の広域化などについてご報告します。

家庭系可燃ごみ収集回数見直し、異論続出

週 3 回から 2 回へ、10 月 1 日から実施予定

市は、家庭系可燃ごみの収集回数を週 3 回から 2 回に見直すことを平成 30 年 10 月 1 日から実施することを明らかにしました。

市は、収集回数を見直すことでごみの減量（5%削減）及び資源化に対する市民意識の高まりや環境負荷の低減といった効果があるとしています。

また、市は見直す理由として、

- ① 市内に最終処分場がなく埋立てを県外に依存していること。
- ② 本市の 1 人 1 日あたりの家庭系可燃ごみの排出量は他市と比較して多いこと。
- ③ 1 人 1 日あたりの家庭系可燃ごみの排出量が本市と同等の市町村の 86.7%は週 2 回の収集で対応できていることなどを挙げています。

さらに、市が行った町会自治会などを対象にした意見交換会では賛成が 66,8%、反対が 22,6%。消費者生活モニターのアンケートでも賛成が 58,7%、反対が 31,8%と賛成が多数を占めているなどと説明しています。

市民の賛否は拮抗

しかし、アンケート結果を見ると収集回数見直しで一番影響を受ける若い 30 代や 30 代未満では反対が賛成を上回り、40 代は賛否が拮抗し、50 代以上で賛成が反対を上回っています。



す。

アンケートの回答者数は 1,915 人ですが、この内 40 代以下が 439 人で 50 代以上が 1,476 人です。これを各世代の人口比で加重平均すれば市民の賛否は拮抗しているのが実情です。

紙おむつを多く使用している子育て世帯や在宅介護をしている高齢者世帯からは、強い反対の声が上がっています。

議会の質疑では事業系ごみは有料にもかかわらず、家庭系ごみとして出している事業者が 6 割を超えていることなどが指摘されました。

また、公共性の高い社会福祉法人や学校法人などから出るごみも家庭ごみとして出されている実態も明らかになりました。

事業系ごみの実態を放置し、市民の賛否が拮抗している中での収集回数見直しは問題です。

見直しをしようとするのであれば、市民の大多数の理解を得てから実施すべきです。

次期介護保険事業計画

健康福祉委員会で次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要の報告がありました。

計画は3年ごとに策定され次期計画は平成30年度から平成32年度を対象とするものです。

計画では「すべての高齢者が、自分らしく、それぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられるよう、住まい、予防、生活支援、介護、医療が切れ目なく提供される『地域包括ケアシステム』の実現を目指す」としています。

計画期間中の施設整備計画は、介護福祉施設（特別養護老人ホーム）290床、介護老人保健施設100床、認知症対応型グループホーム54床、介護付有料老人ホーム（混合型）70床など514床としています。

現在の介護保険料は、基準額で月額4,960円ですが、次期期間中は5,000円後半と試算しています。この試算には、平成29年度末推計で31億7千万円の基金残高の取り崩しは入っていません。基金をすべて取り崩せば、一人あたり800円程度の保険料の軽減となります。

最終的な介護保険料は介護報酬改定を受けて1月下旬に算出されますが、市民の負担増を極力避ける必要があります。

計画は、今後パブリックコメントや住民説明会を経て平成30年3月に策定され、介護保険料は第1回定例市議会で決定されます。



馬込霊園、合葬墓整備へ

市民環境経済委員会で「船橋市墓地等基本方針」策定についての報告がありました。

船橋市が管理する墓地は、馬込霊園と習志野霊園で合計21,634区画の普通墓地及び芝生墓地と霊堂を備えていますがいずれも飽和状態です。

平成15年に馬込霊園第5次整備計画を策定し、芝生墓地の増設（500基）と合葬墓（5,000体）の設置を進めることとしましたが、交通渋滞の深刻化など地元住民の理解を得るのに時間を要してきました。

渋滞緩和を図るために金杉団地方面からのアクセス通路整備が29年度～30年度に行われることや市民の墓地へのニーズが多様化していること、民間墓地が市の将来のまちづくりに影響を与えるような立地が問題となっていることなどを踏まえ、第5次整備計画を見直し将来の市の墓地行政の中期的な方針を定めるものです。

具体的な施策として、合葬墓の整備は5,000体収容ですが面積を縮小し、経費削減を検討する。芝生墓地は1.5㎡程度に小型化し区画数を増やすとしています。

民間墓地等の営業許可に関する規範（条例）を見直し、営業許可の厳格化、立地の制限などを行うとしています。

合葬墓の整備は、かねてから市民の要望が強く早期の整備が求められていましたが、ようやく着手されることとなります。



国民健康保険の広域化

国民健康保険は現在市町村が運営していますが、平成30年度からは県が運営することになります。

国民健康保険の県単位の広域化は、リスクを分散するという保険制度の目的から言えば好ましいことですが、政府の狙いは必要な国の負担を増やさずに自治体間の相互扶助で、特に財政基盤の弱い自治体を救済しようとするものです。

船橋市のように比較的財政基盤の強い自治体

は持ち出しになりますが、この持ち出し分が保険料に転嫁される恐れがあります。

また、現在市は保険料の値上げを抑制するために平成28年度は一般会計から22億6千万円の繰り入れを行っていますが、この繰り入れが減額又はなくなる恐れもあります。

国民健康保険は、リスクの高い高齢者や所得の低い方で構成され、所得に対する保険料負担率は他の保険加入者に比べ高くなっています。

国民健康保険の広域化によって、保険料が大幅に値上げされることはあってはならないと主張しています。

一般会計補正予算

放課後ルームの増設

市内 54 小学校に放課後ルームが設置されていますが、平成 29 年度 4 月 1 日現在 141 名の待機児童が発生しました。

補正予算では、市場小、二和小、塚田小、飯山満小、坪井小の 5 放課後ルームで、増設等によって 189 名の定員増を図るものです。

しかし、この定員増によっても平成 30 年 4 月 1 日には 50 名程度の待機児童が発生すると推計されています。

いっそうの待機児童対策が必要となっています。また指導員の人材確保も緊急の課題で、雇用形態を非常勤職員から常勤職員にすることなど待遇改善が求められています。

取掛西貝塚保存事業

取掛西貝塚は全国でも希少な約 1 万年前（縄文時代早期前半）の貝塚で、現在国史跡指定を目指して学術調査が行われています。

この重要な遺跡を開発行為などに先んじて保護するために売買相談のあった約 1,370 m²の土地を取得するために必要な測量と不動産鑑定を行うものです。

遺跡は全体で 76,000 m²です。この全てを市費で購入することは不可能です。国史跡指定が実現すれば、費用の 8 割が補助されます。遺跡全体を保存するためには 1 日も早い国史跡指定が必要となっています。

補正予算はこの他、保健と福祉の総合相談窓

口業務委託料、授産施設「光風みどり園」指定管理料などで、全会一致で可決されました。

習志野第 2 小付近の水害対策

雨水管敷設着工へ

平成 25 年の台風 26 号では、駒込川流域の習志野台第 2 小学校付近で大きな浸水被害が発生しました。

こうした浸水被害を防ぐために習志野台第 2 小学校付近から駒込川まで、内径 2,200 mm、延長 1,151m の雨水管の敷設工事を行うもので、今議会で工事請負契約が可決されました。工事期間は、平成 32 年 3 月 31 日までです。



大穴近隣公園 7 月オープン

大穴南 4 丁目の大穴運動広場を拡張して整備が行われてきた大穴近隣公園用地の買収議案が可決されました。

今回買収する用地については、すでに 28 年度に買収に先行して多目的広場などが整備されており、今年度中に整備される区域を含め、今年の 7 月にオープンします。

同公園は、地元大穴地区の住民や近隣住民からもその完成が強く期待されてきました。



市税条例改正漏れ、租税法律主義が論点

総務委員会では、継続審査となっていた市税条例改正に関して審査を行いました。条例改正の内容は、消費税増税が平成 31 年 10 月に延期されたことに伴い、法人市民税の税率を従前の税率に戻す必要があったにもかかわらず、資本金 1 億円以下の法人については市のミスによって税率改正に漏れが生じました。この税率改正漏れを正し、本来適用すべき税率に改め、当該税率を平成 29 年 4 月 1 日に遡って適用するというものです。

税率の改正については、当然としても、この税率を 4 月 1 日遡って適用することについては、租税法律主義や法律不遡及の原則、租税公平主義の観点などから慎重に審査するため条例改正は継続審査となっていました。

参考人として、遡求適用に合理的な理由がないとする明治学院大学法学部の渡辺充氏と遡求適用は最高裁の判例から許されるとする早稲田大学大学院法務研究科の西口元氏から意見聴取を行いました。

これら参考人の意見を踏まえた審査が行われ、委員会では租税法律主義の原則から遡及適用は認められないとする修正案が可決されましたが、議会最終日の本会議では修正案が否決され、市提出の条例改正が可決されました。私は修正案に賛成しました。

市政アンケートにご協力ください。

1、市は、ごみの減量化を図るために今年の10月から収集回数を週3回から2回に変更する方針を明らかにしています。(詳細は1面の記事を参照) あなたは市のこの方針に

(賛成 反対 どちらともいえない)

その理由についてお書きください。

2、今年度は3年毎の介護保険料の見直しが行われます。市は月1000円程度の値上げを試算しています。

(詳細は2面記事を参照) あなたは介護保険料の値上げに

(賛成 反対 どちらとも言えない)

その理由についてお書きください。

3、新年度から国民健康保険の運営が市から県に広域化されます。これに伴って国民健康保険料が値上げされる可能性があります。(詳細は2面記事を参照) あなたは保険料の値上げに

(賛成 反対 どちらとも言えない)

その理由についてお書きください。

4、国は、消費税増税分の一部を財源に平成20年度から幼稚園や保育園を無料化する方針を明らかにしています。一方で、現在でも保育所の待機児童がいる中で無料化によってさらに増加することから、まずは待機児童解消を優先すべきとの意見があります。あなたの意見は

ア、無料化を優先して実施すべきだ

イ、待機児童の解消を優先して実施すべきだ

ウ、どちらともいえない

エ、無料化に反対

5、市政に対するご意見、ご要望がありましたらお書きください。

あなたの性別 (男 女) 年齢 () 住んでいる地域 () (例、高根台)

差し障りのない方は住所、お名前などをお知らせください。(意見、要望について後日ご報告のため)

住所 () お名前 () 電話 ()

アンケートは、浦田秀夫事務所(高根台 6-38-9)又は自宅(松が丘 4-31-5)の郵便箱に投函するか、FAX(466-6019)、メール、郵送等でお送りください。